

◎平成二十四年千葉県告示第百七十五号の一部を改正する告示 新旧対照表

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成二十四年千葉県告示第百七十五号）

改 正 案	現 行								
悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の一のとおり指定し、法第四条の規定により当該地域について規制基準を次の二のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。 その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において縦覧に供する。 なお、平成十七年千葉県告示第百九十六号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。 一 規制地域 <table><tr><th>町村名</th><th>地域</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 用途地域とは、令和七年五月三十日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。 二 (略)	町村名	地域	(略)		(略) 一 規制地域 <table><tr><th>町村名</th><th>地域</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 用途地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。 二 (略)	町村名	地域	(略)	
町村名	地域								
(略)									
町村名	地域								
(略)									